

中東知的財産ニュースレター Vol. 114

◆ 目次

1. 主要トピック

バーレーン

- ・バーレーンがロカルノ協定に加入
- ・商標登録サービスの合理化

オマーン

- ・商工省が知的財産通知の公開に関する手続を明確化

サウジアラビア

- ・国家知的財産ポリシーの承認

アラブ首長国連邦（UAE）

- ・音楽著作権に関して UAE が新たな集中管理枠組みを導入
- ・模倣品および不正商品への対策を強化する新規則

2. 他のトピック

文末を参照

◆ ニュース

1. 主要トピック

バーレーン

- ・バーレーンがロカルノ協定に加入¹

バーレーンは 2026 年 7 月 29 日付で「意匠の国際分類を定めるロカルノ協定」への加入書を世界知的所有権機関（WIPO）に預託した。

したがって、2026 年 10 月 29 日をもって同協定がバーレーンについて発効することになる。

¹ https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/notifications/details/treaty_locarno_79

ロカルノ協定は意匠を使用した商品について国際的な分類システムを定めており、各国の知財庁や意匠出願人は、一貫した方法に従って意匠を分類するために同協定に基づく分類システムを利用している。

ロカルノ協定への加入は、バーレーンの意匠枠組みと国際的な分類慣行との整合性をさらに高めるだけでなく、WIPO が管理する知財関連の国際条約へのバーレーンの参加実績に新たな事例を加えるものである。

・商標登録サービスの合理化²

行政手続の簡素化とユーザーエクスペリエンスの向上を目指す取組の一環として、バーレーン産業商務省（Ministry of Industry and Commerce）は、商標および役務商標の電子登録サービス³の改良を図っている。改良版のサービスへのリンクは、バーレーン国内のみからアクセス可能である。

電子登録サービスの改良によって単区分の商標登録出願がオンラインで行えるようになり、手続や電子文書が簡素化され、デジタルインタフェースも改善されている。また、産業商務省の電子サービス全般に関する情報が一定の仕様に従って標準化されたのに伴い、商標の電子登録サービスに関する情報も標準化され、出願の要件や手続に関して以前よりも明瞭なガイダンスが出願人に提供されるようになった。

登録プロセスの後の段階に進む前に出願の技術面および法律面の審査が実施されるという点は、電子登録出願の場合も同じである。

商標登録サービスの刷新は、業務の効率性向上と行政手続に伴う負荷の軽減を目指す産業商務省の広範な取組の一部をなしている。商標権者や出願人の立場から見れば、今回の改善措置によって出願プロセスがより利用しやすくなり、手続への対処も容易になるはずである。

オマーン

・商工省が知的財産通知の公開に関する手続を明確化⁴

オマーンの商工投資促進省（Ministry of Commerce, Industry and Investment Promotion）は、知的財産通知の日刊紙上での公開に関する手続を明確化した。

国家知的財産庁（National Intellectual Property Office）を通じて発行した通達の中で、商工投資促進省は、同省が知的財産通知の公開に関して特定の日刊紙と独占契約を交わしているという事実はないと確認した。それゆえ出願人は、自らの知的財産通知を公開する日刊紙を自由に選択することができる。ただし、公開は出願手続に従って行われなければならない。

² <https://www.gccbusinessnews.com/bahrain-develops-trademark-registration/>

³ <https://www.moic.gov.bh/en/e-service>

⁴ <https://www.thearabianstories.com/2026/08/13/omans-commerce-ministry-clarifies-rules-for-publishing-intellectual-property-notices-in-newspapers/>

商工投資促進省による今回の手続の明確化は、出願人にとって重要である。オマーンにおける知的財産取得手続の一環として、出願人は新聞紙上での公開という形式的要件を満たす必要があるためである。また、この明確化によって、公開に利用する日刊紙は同省が指定した新聞に限定されないことが確認された。

ただし出願人は、選択された公開媒体と通知の形式が現行の手続に従っていることを保証しなければならない。

サウジアラビア

・国家知的財産ポリシーの承認⁵

2026 年 8 月 25 日、サウジアラビアの最高行政機関であるサウジ大臣評議会（Saudi Council of Ministers）は、「国家知的財産ポリシー」（National Intellectual Property Policy⁶）を承認し、知的財産枠組みの強化を図る同国の取組をさらに一歩前進させた。

このたび承認された国家知的財産ポリシーは、長期国家プロジェクトである「サウジ・ビジョン 2030」（Saudi Vision 2030）と知識とイノベーションに基づく経済の構築という同ビジョンの目標に従って、サウジアラビア全土の知的財産部門の組織化と開発を進めようとするものである。これが承認されたことで、経済の多様化とイノベーションというサウジアラビアの大きな課題の中で、知的財産が果たす役割の拡大はさらに強化されることになる。

新たな知財ポリシーは、以下の 5 本柱を中心として構築された原則と指針から成る包括的な枠組みを定めている：啓発と教育；知的財産の創出；知的財産の管理と登録；知的財産の尊重とエンフォースメント；知的財産の商業化と収益化。

また、このポリシーは、制度・法律・国際関係といった分野で展開される構想を通じて自国の知財エコシステムの発展を目指すサウジアラビアの広範な取組にも合致している。サウジアラビアで活動している権利者や企業に新たな知財ポリシーが実際にどのような影響を及ぼすかを判断する上で、今後実施される措置が重要となるだろう。

アラブ首長国連邦（UAE）

・音楽著作権に関して UAE が新たな集中管理枠組みを導入⁷

2026 年 8 月 11 日、UAE 経済・観光省（UAE Ministry of Economy and Tourism）が「音楽著作権等の集中管理ガイド」（Collective Management in Music Guide）を発表し、音楽の商業的使用に伴う著作権および著作隣接権の使用許諾および管理に関する新たな枠組みを明らかにした。

⁵ <https://saip.gov.sa/ar/media-center/media-library/media-center/2996>

⁶ <https://www.uqn.gov.sa/digital?date=2026-08-28>

⁷ <https://www.moet.gov.ae/en/-/ministry-of-economy-and-tourism-launches-collective-management-in-music-guide-setting-fees-for-music-use-in-cafe%26A9s-restaurants-hotels-radio-stations-tv-channels-malls-and-airlines>

このガイドは「2026 年閣僚決議第 136 号」（Ministerial Resolution No. 136 of 2026）に従って採択されたもので、多方面の商業的使用者（レストラン、カフェ、ショッピングモール、フィットネスセンター、ホテル、航空会社、ラジオ/テレビ放送事業者、コンサートまたは同様のイベント等）に適用される。新たな枠組みに基づく著作権使用料は料金表にまとめられ、2026 年の 12 月初めから適用される。

UAE で認可された音楽著作権・著作隣接権の管理団体である「音楽著作権協会」（Emirates Music Rights Association）と「ミュージック・ネーション」（Music Nation）は、これらの権利に関する料金の徴収と権利の管理を行う権限を与えられている。今回発表された新たな枠組みは、UAE における著作権/著作隣接権の管理および保護を強化するとともに、使用許諾の仕組みと料金体系を標準化することを目的としている。

音楽を商業的に使用している企業は、自社の活動が同ガイドの適用カテゴリーに該当するか否かを判断した上で、2026 年 12 月までに音楽作品の使用許諾と使用料について新たな体制を導入する準備を進めるべきである。

承認された年間料金表——表示された金額の単位は UAE ディルハム（AED）/米ドル（USD）/日本円（JPY）（概算値）

部門	適用基準	AED	USD	JPY (概算値)
レストラン/カフェ	1-50 席	1,500	408	63,600
	51-100 席	2,700	735	114,700
	101-200 席	4,800	1,307	203,900
	200 席を超える 1 席毎に	20	5.45	850
	年間料金の限度額	6,000	1,634	254,900
DJ ブース付きレストラン/カフェ、ナイトクラブ	1-50 席	2,500	681	106,200
	51-100 席	3,500	953	148,700
	101-200 席	6,500	1,770	276,100
	年間料金の限度額	8,000	2,178	339,800
小売施設/複合商業施設	300 m ² まで	1,700	463	72,200
	301-700 m ²	3,400	926	144,400
	追加 25 m ² 毎に	60	16	2,550
	年間料金の限度額	20,000	5,446	849,600
大規模ショッピングセンター	共有スペース 100 m ² まで	625	170	26,500
	追加 25 m ² 毎に	50	14	2,125
	年間料金の限度額	50,000	13,615	2,123,900
フィットネスセンター	300 m ² まで	1,700	463	72,200
	年間料金の限度額	6,000	1,634	254,900
ホテル（1～2 つ星）	50 室まで	50/室	14/室	2,125/室

	50-100 室	5,000	1,362	212,400
	100 室超	8,000	2,178	339,800
ホテル（3 つ星）	50 室まで	120/室	33/室	5,100/室
	50-100 室	12,000	3,268	509,800
	100 室超	18,000	4,901	764,600
ホテル（4～5 つ星）	50 室まで	150/室	41/室	6,371/室
	50-100 室	15,000	4,084	637,100
	100-200 室	18,000	4,901	764,600
	200 室超	25,000	6,807	1,061,900
	年間料金の限度額	25,000	6,807	1,061,900
ラジオ	年間最低料金	1,700	463	72,200
テレビ	年間最低料金	1,700	463	72,200
旅客機の上位クラス	50 席まで	5,000	1,362	212,400
	51-300 席	10,000	2,723	424,800
	301-500 席	30,000	8,169	1,274,400
	500 席超	45,000	12,254	1,911,600

ラジオとテレビの場合、上記の最低料金に加えて収益の一定割合（カテゴリーに応じて 1～3%）に相当する料金が課される。

・模倣品および不正商品への対策を強化する新規則⁸

UAE は、模倣品・不正商品・不良品に対する取締り手を強化する新たな施行規則を導入した。「2026 年内閣決議第 107 号」（Cabinet Resolution No. 107 of 2026）は、「商業詐欺の取締りに関する 2023 年連邦法令第 42 号」の施行規則であり、不適合品の調査・押収・リコール・再輸出・リサイクル・廃棄に適用される詳細な要件を定めている。

この新規則はフリーゾーン（自由貿易地域）を含む UAE 全域で適用され、サプライチェーンに携わるすべての企業（輸入業者、輸出業者、製造業者、販売店、商業事業者、倉庫運営者、輸送業者など）に適用されることになる。

旧規則からの主な変更点としては、製品リコールに関する要件の厳格化が挙げられる。リコールが公式に通知された場合、サプライヤーは対象製品の販売または陳列を直ちに中止し、24 時間以内に当該製品を市場および倉庫から回収する措置を講じなければならない。また、対象製品の供給を受けていた販売拠点その他の事業者にもリコールを通知し、製品の回収を指示しなければならない。リコールの告知については特別な要件（アラビア語と英語の両方による公表等）が適用される。

⁸ <https://www.clydeco.com/en/insights/2026/08/uae-strengthens-measures-in-relation-to-fraudulent>

新規則はさらに、模倣品や偽造品の押収・廃棄・リサイクルおよび再輸出（許可が必要）に関する手続を定めている。これらに伴う費用は、原則としてサプライヤーが負担する。模倣品については、廃棄以外の利用方法が検討されることになる。その場合、当該商品に表示されている偽造商標は除去されなければならない。また、その商品について提案される用途は知的財産権を侵害しないものとする。

この新たな枠組みは、UAE においてブランド商品の製造・輸入・販売に従事している商標権者や企業にとって特に重要である。新規則は、より詳細なエンフォースメントの手順を規定する一方で、より厳格なコンプライアンスと、サプライチェーンに関する責任をサプライヤーに課しているためである。

2. 他のトピック

ガザ地区

- ・ ガザ地区が商標登録の更新遅延に伴う割増手数料の免除を延長

<https://rouse.com/insights/news/2026/gaza-strip-extends-waiver-of-late-trade-mark-renewal-fees> (2026 年 8 月 3 日)

パキスタン

- ・ バスマティ米（Basmati）の商標登録を求めたインドの上訴を棄却した豪州裁判所の判決をパキスタンは歓迎

<https://www.arabnews.com/node/2654367/pakistan> (2026 年 8 月 12 日)

- ・ パキスタンの商標登録に対する異議申立：当て推量に頼らない答弁書の作成方法

<https://www.advocatesfirm.com/trademark-objection-pakistan-response-documents-deadlines/> (2026 年 8 月 19 日)

- ・ ビダディ（Bidadi）近郊の模倣薬製造販売ビジネスに強制捜査の手

https://www.siasat.com/fake-medicine-manufacturing-repackaging-racket-busted-near-bidadi-3527195/#google_vignette
(2026 年 8 月 20 日)

カタール

- ・ カタールのデジタル・トランスフォーメーションがインフラ投資の段階から知識ベースの価値創造へ移行

<https://www.qatar-tribune.com/article/249039/nation/qatars-digital-transformation-moves-from-infrastructure-investment-to-knowledge-based-value-creation> (2026 年 8 月 17 日)

サウジアラビア

- ・ ジョウフ大学（Jouf University）が AI を利用した生体認証について特許を取得

<https://spa.gov.sa/en/N2644027> (2026 年 7 月 29 日)

- ・ サウジアラビアの新著作権法：著作権の保護とエンフォースメントに関わる重要な法改正

<https://www.trowers.com/insights/2026/july/saudi-arabias-new-copyright-law> (2026 年 7 月 30 日)

- ・ サウジアラビア知的財産総局 (SAIP) が e スポーツ産業に関する知的財産レポートを発行

<https://www.spa.gov.sa/en/N2645128> (2026 年 7 月 31 日)

- ・ サウジアラビアがエンフォースメント機関の強制捜査によりジェッダ (Jeddah) の違法な倉庫施設 18 か所を閉鎖

<https://gulfnews.com/world/gulf/saudi/saudi-arabia-shuts18-illegal-warehouses-in-jeddah-in-enforcement-raid-1.500630924> (2026 年 8 月 5 日)

- ・ サウジアラビア：特別経済特区に適用される経済的実体規則の最終版

<https://kpmg.com/us/en/taxnewsflash/news/2026/08/saudi-arabia-final-economic-substance-regulations-special-economic-zones.html> (2026 年 8 月 11 日)

- ・ サウジアラビアにおいて異議申立手続の終了後に生じる隠れた訴訟リスク

<https://rouse.com/insights/news/2026/the-hidden-litigation-risk-after-saudi-opposition-proceedings> (2026 年 8 月 25 日)

トルコ

- ・ 知的財産犯罪と公衆衛生に関するワークショップがトルコで開設

<https://www.aa.com.tr/en/turkiye/workshop-on-intellectual-property-crimes-public-health-begins-in-turkiye/4012854> (2026 年 7 月 29 日)

- ・ トルコにおける商標ポートフォリオ管理：企業内弁護士と現地代理人のための実戦的ガイド

<https://www.aksoy-ip.com/post/managing-a-trademark-portfolio-in-turkey-a-practical-guide-for-in-house-counsel-and-foreign-associates> (2026 年 7 月 30 日)

- ・ Bolar 条項（後発医薬品に関する例外規定）の適用範囲が規制準備期間を超えて拡張：EU 医薬品規制の包括的改正、トルコの経験、TRIPS 協定との整合性

<https://www.mondaq.com/turkey/patent/1825922/bolar-beyond-regulatory-preparation-eu-pharma-package-t%C3%BCrkiyes-experience-and-trips-compliance> (2026 年 8 月 4 日)

- ・ 商標スクワッティングに対し強硬姿勢をとるトルコ

<https://www.mondaq.com/turkey/trademark/1826636/strong-stance-against-trade-mark-squatting-in-t%C3%BCrkiyes> (2026 年 8 月 5 日)

- ・ 出版社 300 社が参加する第 11 回「イスタンブール国際アラビア語ブックフェア」が 8 月 15 日に開催

<https://qna.org.qa/en/news/news-details?id=11th-istanbul-international-arabic-book-fair-to-open-aug-15-with-300-publishers&date=10/08/2026> (2026 年 8 月 10 日)

- ・トルコ特許庁が今年上半期に処理した特許出願は 4,600 件超

<https://www.hurriyetdailynews.com/turkish-patent-office-handles-over-4-600-patent-applications-in-h1-225480> (2026 年 8 月 11 日)

トルコ/イラク

- ・トルコの首都アンカラで行われた高官レベルの会談においてトルコとイラクが 5 件の協力協定に署名

<https://ilkha.com/english/latest/turkiye-iraq-sign-five-cooperation-agreements-during-high-level-talks-in-ankara-551127> (2026 年 7 月 29 日)

アラブ首長国連邦 (UAE)

- ・2026 年 FIFA ワールドカップの期間中に UAE がブロックした違法なスポーツ配信サイトの数が 14,000 超

<https://gulfnews.com/amp/story/technology%2Fuae-blocks-over-14000-illegal-sports-streaming-sites-during-2026-fifa-world-cup-1.500632672> (2026 年 8 月 6 日)

- ・UAE における知的財産：知的財産の価値評価において UAE における経済的実体の有無が決定的な指標となる理由

<https://www.linkedin.com/pulse/intellectual-property-uae-why-substance-now-defines-value-j8omf> (2026 年 8 月 17 日)

- ・イノベーション部門におけるアラブ首長国連邦の格付けは世界 30 位：WIPO の「グローバル・イノベーション・インデックス」が明かす現状

<https://infocons.org/blog/2026/08/17/united-arab-emirates-ranks-30th-in-the-world-for-innovation-what-the-world-intellectual-property-wipo-global-innovation-index-reveals/> (2026 年 8 月 17 日)

- ・米国の投資会社 Influence Media Partners の資金協力により音楽・エンターテインメントの知的財産に特化した地域型投資プラットフォーム「IPNation」が発足

<https://jawlah.co/en/62566> (2026 年 8 月 17 日)

- ・UAE 大学の発明者たちが自己適応型風力発電機に関する特許を取得——湾岸協力会議 (GCC) の知財枠組みをさらに強化する快挙

<https://ajaleen.com/uae-u-inventors-granted-patent-for-self-adaptive-wind-turbine-strengthening-gcc-intellectual-property-framework/> (2026 年 8 月 21 日)

- ・裁判不要の簡素な制度：UAE における商業代理店の登録を直接抹消する手続

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=553f0897-159c-41f1-ac35-4c1ec73eb3a9> (2026 年 8 月 21 日)

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 114

[著者]

Saba Intellectual Property



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2026 年 9 月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Saba Intellectual Property が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。